

香美市協働のまちづくり条例 施行規則

新旧対照表

第1条 趣旨

旧	改正案
<p>この規則は、香美市協働のまちづくり条例（平成99年香美市条例第99号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。</p>	<p>この規則は、香美市協働のまちづくり条例（平成99年香美市条例第99号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。</p>

第2条 法人その他の団体

旧	改正案
<p>条例第2条第1号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会等の地域コミュニティ組織 (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体 (3) 大学、高等学校、幼稚園等の教育研究機関 (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団 	<p>条例第2条第1号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会等の地域コミュニティ組織 (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体 (3) 大学、高等学校、幼稚園等の教育研究機関 (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした自発的かつ自立的に公益活動を行う集団 (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団

第3条 参画の方法等を規定した制度

旧	改正案
<p>条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 情報公開 市民と市が情報を共有するしくみで、次に掲げるもの</p> <p>ア 情報公開制度 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づき、市の保有する情報を市民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度</p> <p>イ 出前講座等まちづくり学習制度 市民の要請により、市職員を市民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度</p> <p>ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民に公開する制度</p> <p>エ 行政連絡会</p> <p>(2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に参画を促進するしくみで、次に掲げるもの</p> <p>ア 意見交換型世論調査 無作為抽出で選定された市民が一定の施策情報や論点に対して、アンケートと意見交換を組合せ世論を形成していく参画の手法</p> <p>イ パブリック・コメント手続制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度</p> <p>ウ 審議会等委員公募制度 市が第1号ウに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度</p>	<p>条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 情報共有 市民と市がまちづくりの情報を共有するしくみで、次に掲げるもの</p> <p>ア 情報公開制度 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づき、市の保有する情報を市民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度</p> <p>イ まちづくり学習支援制度 市民の要請により、市職員を市民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度</p> <p>ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民に公開する制度</p> <p>エ 行政連絡会 市が市内全自治会長に対して、山田・香北・物部の3地区で市の取組などの報告を行い、課題について情報を共有する会議</p> <p>(2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの</p> <p>ア アンケート調査 対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を把握する調査</p> <p>イ パブリック・コメント手続制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度</p> <p>ウ 審議会等委員公募制度 市が第1号ウに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度</p>

エ ワークショップ手法等による施策立案会議制度
市が主要な施策・事業を策定する際に、市民を公募し、ワークショップ（市民と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法）等を駆使して当該施策・事業を立案する制度

(3) 政策・施策実施 市が実施する事業に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に市民の視点を導入することを目的として、市民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している市民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 市民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

エ 地域活性化総合補助金

(4) 政策・施策評価 市が施策・事業を評価するしくみで、次に掲げるもの

ア 行政評価制度 市が実施する、又は実施した施策・事業に対して、市民が評価及びその方向性に関与する制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための参画のしくみで、市長が必要と認めたもの

2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取組が必要であると判断したときは、前項各号に掲げる参画のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施するものとする。

エ ワークショップ手法等による施策立案会議制度
市が主要な施策・事業を策定する際に、市民を公募し、ワークショップ（市民と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法）等を駆使して当該施策・事業を立案する制度

(3) 政策・施策実施 市が実施する事業に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に市民の視点を導入することを目的として、市民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している市民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 市民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

~~エ 地域活性化総合補助金~~

(4) 政策・施策評価 市が施策・事業を評価するしくみで、次に掲げるもの

~~ア 行政評価制度 市が実施する、又は実施した施策・事業に対して、市民が評価及びその方向性に関与する制度~~

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための参画のしくみで、市長が必要と認めたもの

~~2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取組が必要であると判断したときは、前項各号に掲げる参画のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施するものとする。~~

第4条 必要な組織又は機関の設置

旧	改正案
<p>条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 協働のまちづくりネットワーク 市民を中心として構成する協働推進組織であり、市内で活動するボランティア団体等のバンク化と、活動促進に資するための積極的な情報及び活動拠点の提供を目的として設置されるもの。</p> <p>(2) 協働推進本部 市職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の参画の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの</p> <p>(3) その他市長が必要と認める組織又は機関</p>	<p>条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 協働のまちづくりネットワーク 市民を中心として構成する協働推進組織であり、市内で活動するボランティア団体等のバンク化と、活動促進に資するための積極的な情報及び活動拠点の提供を目的として設置されるもの。</p> <p>(1) 協働推進本部 市職員により構成する協働推進組織で、前各号の組織を支援するとともに、条例第9条の参画の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの</p> <p>(2) その他市長が必要と認める組織又は機関</p>

第5条 委任

旧	改正案
<p>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>